

[別紙]

随意契約理由書

件名	河川・水路等管理台帳システム作成業務
契約業者名	株式会社 ゼンリン
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 当該業務は市内全域において、地図システム上に、これまで蓄積してきた河川情報（1級・2級・準用・普通・水路・砂防等）や雨水幹線情報等を入力するとともに、地図システム上の位置情報と土地の境界協定等の台帳情報との関連付けが出来るようフォーマットを作成するものである。 河川・水路等と民地における土地の境界協定に関する業務等については、河川・水路等の行政財産・普通財産や民地等の財産の価値や大きさ（面積）に直結することとなるため、日々の窓口業務においては、正確な位置情報（住所等）の特定や、正確かつ迅速な対応が必要とされる。 上記理由により、本件に用いる地図データには、居住者（表札情報）・地番・行政界（市区町村、大字、小字、丁目、街区）などを明記した地図を用いて対応することが必要不可欠である。 本業務内容を網羅している地図データベースを製造しているのは㈱ゼンリン以外にはない。 また、本業務等において作成される河川情報等は、神戸市内全建設事務所と共有する予定であるが、システムの構築、運用、障害対応、検証作業等については全建設事務所の既存システムと切り離すことが出来ないものであることから、既存システムの提供者であり、専門的知識を有する㈱ゼンリンでなければ履行できない。 したがって、上記業者に随意契約を締結する。	
担当部局 (問合せ先)	建設局 防災部河川課管理指導係 (TEL595-6372)